

【北海道食品ロス削減推進計画 推進に当たっての配慮事項（案）】

- 1 計画に基づく施策を効果的に推進するため、計画の内容を道民に十分に周知し、消費者、食品関連事業者等、関係機関・団体、行政が相互に連携・協働して積極的な取組が行われるよう配慮すること。
- 2 計画の進捗状況を把握し、適切にフォローアップすることなどにより、効果的な食品ロスの削減に向けた取組に努めること。